

告示

埼玉県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一〇三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三三七台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）専門店 午前九時から午後九時

（変更後）専門店 午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前〇時から翌午前〇時

（一部午前八時三十分から午後九時三十分）

レストラン駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

立体駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

第五駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後）第一駐車場 午前〇時から翌午前〇時

（一部午前七時から午後十時）

第二駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

レストラン駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

立体駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後八時

(変更後) 午前六時から午後十時

八 変更年月日

平成二十四年十一月二十二日外

二 届出年月日

平成二十四年十一月九日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課